

薬代の家計負担が軽くなる

ジェネリック医薬品を 利用しましょう!

新薬と同じ成分・効能でありながら、新薬より価格が3~5割程度安いジェネリック医薬品は、患者にとっては薬代が節約できるというメリットがあります。高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中、ジェネリック医薬品の普及によって、国や健康保険組合の財政負担の軽減も期待されています。

ジェネリック医薬品を利用するには
どうしたらいいの？

まず医師に
ジェネリック医薬品が
使えるか、
相談してください。

処方せんの「変更不可」欄に
チェックや医師のサインが
なければ、ジェネリック医薬品に
替えられます。



- 治療の理由でジェネリック医薬品に変更できないことがあります。
- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 保険薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合には、すぐには手に入らないことがあります。

市販薬の購入で 税金が戻ってきます

対象となる市販薬の購入した場合に、確定申告を行うことで所得控除を受けることができる「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）が導入されています。毎年1月から12月までの市販薬の購入費用の合計が12,000円を超えた場合に、確定申告を行うことで所得が控除され、所得税等が還付されます。

生計が同じ家族が購入した費用をまとめて申告できますので、市販薬を購入した際のレシート等は大切に保存しておきましょう。

※セルフメディケーション税制の適用期限は令和8年12月31日まで延長されています。

このマークが目印です！

レシート（領収書）には、セルフメディケーション控除の対象商品であることが記載されています。



セルフメディケーション税制の概要

- 対象者** 健診の受診やワクチン接種など一定の健康管理を行っている人
- 対象製品** 特定の成分が含まれた市販薬
- 控除額** 購入費用が年間（1月1日～12月31日）で12,000円を超えたとき、その超えた額（上限88,000円）

セルフメディケーション税制と、従来の医療機関での支払いなどに対する医療費控除を併用することはできません。どちらかを自分で選択します。

薬のトラブルを未然に防ぐ、

お薬手帳を 活用しましょう!

家計にも
お得!

病院や薬局に行くときは、
お薬手帳をいつも持参しましょう

こんな情報を記入

- いま使っている薬などの名前
(処方薬・市販薬・サプリメント)
- 新薬かジェネリックかの区別
- 過去に副作用があった薬の名前
- 健診結果
- アレルギーの有無
- 過去の病歴
- かかりつけ医療機関名
- 体調の変化や健康上で気になること
など



- お薬手帳を複数持っている人は、医療機関や薬局ごとに使い分けしないで、必ず1冊を使用し記録をつけるようにしましょう。

お薬手帳で薬代の負担が軽くなります

過去6カ月以内に利用した保険薬局であれば、お薬手帳を提示することで、処方箋1枚につき薬代が**40円(3割負担の場合)安くなります**。初めて利用する薬局では安くならないので、かかりつけ薬局を1カ所に決めて、お薬手帳をいつも持参することが薬代を節約するポイントです。

♥ お薬手帳で薬のトラブルを未然に防止

複数の医療機関にかかっている場合には、同じ薬や、同じ有効成分の薬を処方されることがあります。医療費の無駄使いになるだけでなく、気がつかずに服用すると、薬の効能が効きすぎて健康障害を引き起こす原因にもなります。また、種類の異なる薬を同時に服用するときには、危険な飲み合せもあるので注意が必要です。薬による健康上のトラブルを未然に防ぐためにも、服用している薬の情報は、医師・薬剤師に正確に伝えることが、とても重要になります。

お薬手帳は、薬や健康に関する記録帳です。医師・薬剤師とのコミュニケーション・ツールとして上手に活用しましょう。

薬の危ない飲み合せ(例)

高血圧薬	×	糖尿病薬	→	低血糖障害を起こすことがある
アスピリンを含む製剤	×	抗凝固薬ワルファリン	→	抗凝固成分が増え出血しやすくなる